

## 山形市共催及び後援に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、この市以外の団体（以下「団体」という。）が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、この市が共催又は後援（以下「共催等」という。）をする場合の基準及びその事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体が実施する事業等について、市が事業等の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 団体が実施する事業等について、単に市が事業等の開催趣旨に賛同し、奨励する意を表して名義の使用等を承認することをいう。

### (名義)

第3条 市が行う共催等の名義は、「山形市」とする。

### (対象団体)

第4条 共催等の承認を受けようとする団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体及びそれらの機関
- (2) 教育機関及び教育研究団体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる公共的団体
- (4) 教育、文化及びスポーツの関係団体並びに学術研究団体
- (5) 新聞社、放送局等の報道機関その他の公共性の高い企業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公共的性格を有し、かつ、その存在及び基礎が明確で事業遂行能力が十分にあると判断される団体
- (7) その他市長が適当と認めるもの

### (対象事業)

第5条 共催等の承認の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業等のうち市長が適当と認めるものとする。

- (1) 事業等の内容が、市の施策に合致し、教育、芸術、文化、スポーツ、産業、福祉等の普及、奨励及び発展に資するとともに、市民の福祉の増進等市勢の発展に寄与するものであること。
- (2) 原則として、市の区域又はこれに隣接する区域で開催される事業等であること。
- (3) 特定の者若しくは限られた会員又は特定の地域に係る事業等でないこと。ただし、当該事業等の効果が広く市民に波及すると認められるものについては、この限りでない。
- (4) 専ら営利を目的とするもの（営利を目的としているものであっても、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有するものを除く。）でないこと。
- (5) 法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。
- (6) 政治団体若しくは宗教団体の活動又は特定の政治若しくは宗教のための活動と認められる事業でないこと。
- (7) その他共催等の承認を行うことが不適当と認められるものでないこと。

(申請の手続)

第6条 市の共催等の承認を受けようとする事業等を実施する団体は、共催等承認申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、共催等承認申請書は、同様の内容を記載した任意の文書に代えることができる。

2 前項の規定による申請は、共催等の承認を受けようとする事業等の開催の日の30日前までにしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(共催等の承認)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、共催等の承認の可否を決定し、適当と認めるときは共催等承認通知書(別記様式第2号)により、適当でないとき認めるときは共催等不承認通知書(別記様式第3号)により当該申請をした団体に通知するものとする。

2 市長は、共催等の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(贈賞)

第8条 市長は、前条の規定により共催等を承認した事業等(市の施策と密接な関連を有するものに限る。)について、予算の範囲内で贈賞を行うことができる。

2 贈賞は、1の事業等につき1つとする。ただし、表彰の区分又は分野が複数ある場合は、被表彰者数等を勘案の上、2つ以上の贈賞を行うことができる。

(承認事業の変更)

第9条 第7条第1項の規定による共催等の承認を受けた団体(以下「承認者」という。)は、共催等の承認を受けた事業等(以下「承認事業」という。)の内容等に変更が生じたときは、速やかに共催等の再申請をしなければならない。

2 第6条第1項及び第7条の規定は、前項の再申請について準用する。

(承認事業の中止)

第10条 承認者は、承認事業を中止しようとするときは、速やかに承認事業中止届(別記様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(事業実施報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、承認者に対し、承認事業の終了後、事業実施報告書の提出を求めることができる。

2 前項の規定により提出を求められた承認者は、遅滞なく事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第12条 市長は、承認者が次の各号のいずれかに該当するときは、共催等の承認を取り消すことができる。

(1) 団体が解散したとき。

(2) 承認事業を中止したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により共催等の承認を受けたとき。

(4) 第4条及び第5条に掲げる基準に該当しなくなったとき、又は該当しないことが明らかになったとき。

(5) 承認事業の運営に際し、市の不名誉となる行為が認められたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、共催等の承認の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に

違反したとき。

(7) その他市長が承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による承認の取消しをしたときは、共催等承認取消通知書（別記様式第5号）により当該承認者に通知するものとする。

3 第1項の規定により共催等の承認を取り消された場合において、承認者その他の関係者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（承認事務の所管）

第13条 この要綱に基づく共催等の承認に関する事務は、当該事業等に係る事務を所掌している課等又は当該事業等と関連を有する課等が行うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、共催等に関する個別の基準、具体的な取扱いについて必要な事項は、当該共催等に係る事業等を所掌する部長等が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に共催等承認基準（平成11年3月4日施行）に基づき行われた共催等の申請、承認の通知及び承認の取消し並びに市長賞の交付の決定は、この要綱の規定により行われたものとみなす。

3 この要綱の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前に共催等の承認を受けたことのある団体からの申請等については、当分の間、共催等承認基準に基づいて共催等に関する事務を取り扱うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。